

#### 4-3 浄化槽の清掃とは、どのようなことをするのですか。

##### 1 清掃の意義

浄化槽に流入してきた汚水は、沈殿や浮上といった物理作用と微生物の働きによる生物作用によって処理されますが、この処理の過程で必ず汚泥やスカムが発生します。スカムや汚泥が過度に蓄積されると浄化槽の機能に支障を来し、十分な処理がなされなかったり、悪臭を発生する原因となったりします。

このようなことにならないために、スカムや汚泥を槽外へ引き出し、付属装置や機械類を洗ったり、掃除することが必要となるのです。

浄化槽法では、浄化槽の清掃を「浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引き出し、その引き出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び付属装置の洗浄、掃除等を行う作業」（法第2条）と定義し、浄化槽管理者に対し、浄化槽の清掃を年1回以上行うよう義務づけています（法第10条）。

##### 2 清掃の委託と実施時期

浄化槽の清掃を技術上の基準に従って行うためには専門的な知識や技能が必要です。一般的には浄化槽管理者が自ら行うことは困難ですので、市町村長から許可を受けている浄化槽清掃業者に委託することになります。

浄化槽の清掃は、年1回（全ばっ気方式の浄化槽にあつては、概ね6ヶ月に1回以上）実施することが義務づけられていますが、流入する汚水の量や質によっては、汚泥やスカムの生成速度が速く、清掃回数を多くする場合があります。

なお、清掃の記録は、保守点検の記録と同様に、法定検査における書類検査の際に必要となります。

清掃の記録は、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽清掃業者が記録を2部作成し、1部を浄化槽管理者に渡し、もう1部を業者自身が3年間保存します。記録を渡された浄化槽管理者も、その記録を3年間保存しなければなりません。

##### 3 保守点検との関係

浄化槽の保守点検は、各装置や付属機器類の作動状況、施設全体の運転状況、放流水の水質等をチェックし、異常や故障を早期に見出し、予防的措置を講ずるものです。また、清掃の実施時期は、保守点検の結果に基づき判断されます。

このように、保守点検と清掃はそれぞれ目的が異なりますので、浄化槽の清掃をしていれば保守点検が不要となる訳ではありません。



# 浄化槽清掃記録票

No. \_\_\_\_\_

様

年 月 日 午前・午後 時 分ごろ

下記のとおり浄化槽を清掃いたしました。ご報告申し上げます。

(担当)

(立会者)

単独・合併の区分	1 単独	2 合併	メーカー		処理対象人員		人
槽の構成	一次処理装置	1 沈殿分離槽 2 嫌気ろ床槽 3 沈殿分離+嫌気ろ床槽 4 腐敗槽 5 無					
	二次処理又は生物処理装置	前	1 接触ばっ気槽 2 生物ろ過槽 3 担体流動槽 4 担体流動+生物ろ過槽				
		後	5 ばっ気槽 6 散水ろ床槽 7 平面酸化槽				

清 掃 作 業 内 容							
単 位 装 置 名		対 象 物		引き出し量	洗浄の実施	張り水の実施	
単 独	一次処理装置		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
	二次処理又は生物処理装置	前	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
		後	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
合 併	沈砂池(スクリーンピット)		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	流入(原水)ポンプ槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	流量調整槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	一次処理装置	第1	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
		第2	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
	二次処理又は生物処理装置	前	第1	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有
		第2	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
		後	スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
	汚泥濃縮・貯留槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	汚泥濃縮槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
汚泥貯留槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-		
共 通	水中ブロー槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
	消泡ポンプ槽		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
	消毒槽		スカム等・堆積物等・全量・全浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	放流ポンプ槽		スカム等・堆積物等・全量・全浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	流入管及び流入升		スカム等・堆積物等・全量・全浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	放流管及び放流升		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	-	
	三次処理又は後処理装置		スカム等・堆積物等・全量・洗浄水	m <sup>3</sup>	無・有	無・有	
	総 量			m <sup>3</sup>			
	連 絡 事 項	内部設備の破損・変形等		無・有(その状況: _____)			
		修理の必要性		無・有(その内容: _____)			
使用上の注意		無・有(その内容: _____)					
その他							

(注) ・この票は、浄化槽法施行規則第5条第7項の規定に基づき3年間保存してください。

・次回清掃は、年 月 上・中・下旬にお伺いいたします。